

○大府市緊急通報事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、虚弱なひとり暮らし高齢者等及び重度身体障がい者の自宅の電話機に緊急通報装置を設置し、緊急事態に対する不安を解消するとともに心身の安全を確保することを目的として実施する大府市緊急通報事業（以下「事業」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 事業の対象者は、本市に居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、本市の住民基本台帳に記録されている者で、次の各号のいずれかに該当し、設置の必要があると認められるものとする。

- (1) おおむね65歳以上の虚弱なひとり暮らし高齢者等
- (2) 重度身体障害者のみの世帯の者
- (3) 愛知県営住宅条例（昭和28年愛知県条例第13号）別表第1に定める横根住宅の高齢者向けのものに居住している者
- (4) その他市長が特に必要と認める者

(事業の委託)

第3条 市長は、緊急通報装置を設置して利用する者（以下「利用者」という。）の緊急事態に対応し、受信、通報及び相談の業務を一括して処理するセンター（以下「受信センター」という。）を有する法人に事業を委託して実施するものとする。

(緊急通報装置)

第4条 緊急通報装置は、簡単な操作により緊急事態を自動的に受信センター又はディスプレイセンターに通報することが可能な機器及び対象者が身に付けることができる装置とする。

(申請等)

第5条 緊急通報装置の設置を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、緊急通報事業利用申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

- 2 申請者は、協力員（緊急時に迅速に利用者宅に出向き、状況を確認し、必要な措置をとることのできる者）を2名以上確保しなければならない。
- 3 市長は、申請書を受理したときは、その内容を審査して、設置の可否を決定し、緊急通報事業利用認定・却下決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

(利用者の責務)

第6条 利用者は、事業の利用に当たり必要な事項に変更があったときは、速やかに届け出なければならない。

(費用負担)

第7条 緊急通報装置の貸与に要する費用は、無料とする。ただし、緊急通報装置の

利用に当たって生じた電話料金等は、利用者の負担とする。

2 利用者の過失により装置を損傷又は滅失した場合の修繕費等の費用は、利用者の負担とする。

(緊急通報装置の撤去)

第8条 緊急通報装置設置後、第2条の規定に該当しなくなった者は、速やかに市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出がない場合においても、緊急通報装置の設置が適当でないと認めるときは、職権により撤去することができる。

(関係機関との連携)

第9条 市長は、この事業を実施するに当たり、生活援助員、地域包括支援センター、指定居宅介護支援事業者その他の関係機関又は関係者と密接な連携を図るとともに、協力を得て当該事業の円滑な運営に努めるものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年7月9日から施行する。